

平成27年10月6日

第70回 神戸市個人情報保護審議会

総務省実施事業により開発される介護予防
効果検証のための情報連携基盤システムの
活用について

(保健福祉局)

神保高介第 3441 号
平成 27 年 10 月 6 日

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西村 裕三 様

神戸市長 久 元



諮問

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 5 号及び第 3 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

介護予防事業の効果検証のための後期高齢者医療レセプトデータ情報の収集について
(条例第 7 条「収集の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部介護保険課

介護予防事業の効果検証のための後期高齢者医療レセプトデータ情報の収集について
〔 条例第7条「収集の制限」に関して 〕

◎は条例第7条3項に該当するもの

【後期高齢者医療レセプトデータ情報】

◎医療機関名・薬局名

◎診療科

- ・後期高齢者医療被保険者証の記号・番号
- ・氏名
- ・性別
- ・生年月日
- ・住所
- ・給付割合
- ・診療開始日
- ・診療年月日
- ・調剤年月
- ・診療実日数
- ・入院年月日

◎転帰区分

◎傷病名、主傷病名

神保高介第 3381 号
平成 27 年 10 月 6 日

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西村 裕三 様

神戸市長 久 元 喜



諮問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

介護予防事業の効果検証のための介護保険第 1 号被保険者等の情報の利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部介護保険課

介護予防事業の効果検証のための介護保険第1号被保険者等の情報の利用について
〔 条例第9条「利用及び提供の制限」に関して 〕

【第1号被保険者情報】

- ・ 資格区
- ・ 証番号
- ・ 性別
- ・ 生年月日
- ・ 住所
- ・ 資格区分
- ・ 資格得喪届出日
- ・ 資格得喪理由
- ・ 資格得喪日
- ・ 旧措置者区分
- ・ 死亡届出者情報
- ・ 住基世帯番号
- ・ 外国人世帯番号
- ・ 住基個人番号
- ・ 外国人個人番号
- ・ 外国人登録番号
- ・ 証情報
- ・ 施設入退所年月日
- ・ 他市町村保険者番号
- ・ 他市町村被保険者番号
- ・ 賦課基本情報
- ・ 税・所得情報
- ・ 減免情報
- ・ 国保情報
- ・ 老年福祉年金情報
- ・ 生活保護情報
- ・ 特徴情報
- ・ 保険料額
- ・ 保険料年額

【介護保険受給者情報】

- ・ 支給限度額情報
- ・ 居宅サービス計画情報

- ・受給サービス情報
- ・認定申請情報
- ・認定調査結果情報
- ・一次判定情報
- ・意見書情報
- ・二次判定情報
- ・申請取下情報

【生活機能評価情報】

- ・介護被保険者番号
- ・住基個人番号
- ・性別
- ・生年月日
- ・住所
- ・問診項目
- ・生活機能評価判定

神保高国第 2088 号
平成 27 年 10 月 6 日

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西村 裕三 様

神戸市長 久 元



諮問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

介護予防事業の効果検証のための国民健康保険の診療報酬(調剤報酬)明細書情報等の
提供について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課

介護予防事業の効果検証のための国民健康保険の診療報酬(調剤報酬)明細書情報等の
提供について

〔 条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して 〕

【国民健康保険レセプトデータ情報】

- ・ 医療機関名・薬局名
- ・ 診療科
- ・ 国保連レセプト番号
- ・ レセプト全国共通キー
- ・ 氏名
- ・ 性別
- ・ 生年月日
- ・ 保険者番号
- ・ 被保険者証の記号・番号
- ・ 公費負担番号・公費受給者番号
- ・ 給付割合
- ・ 所得区分
- ・ 診療開始日
- ・ 診療年月
- ・ 調剤年月
- ・ 診療実日数
- ・ 入院年月日
- ・ 退院年月日
- ・ 処方月日
- ・ 病棟区分(精神、結核、療養)
- ・ 決定点数
- ・ 公費負担点数・金額
- ・ 調剤料点数
- ・ 薬剤料点数
- ・ 本人負担金額
- ・ 入院時食事回数
- ・ 入院時食事療養決定金額
- ・ 転帰区分(治癒・死亡・転医・中止)
- ・ 傷病名、主傷病名
- ・ 治療した部位等(頭部・腹部・消化器・気管支等の部位。診療報酬の請求上、記録は任意。)
- ・ 医学的処置の内容(透析・整形・内視鏡等の内容。診療報酬の請求上、記録は任意。)
- ・ 診療行為・医薬品・特定器材(点数・回数・使用量・名称・商品名・規格サイズ、薬剤の
剤形・用法)

神保健健第 2619 号
平成 27 年 10 月 6 日

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西村 裕三 様

神戸市長 久 元 喜



諮問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

介護予防事業の効果検証のための後期高齢者健診受診者情報等の提供について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：保健福祉局健康福祉部健康づくり支援課

介護予防事業の効果検証のための後期高齢者健診受診者情報等の提供について
〔 条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して 〕

【後期高齢者健診受診者情報】

- ・ 住基個人番号
- ・ 後期高齢者医療資格取得・喪失
- ・ 後期高齢者医療保険者番号開始・終了年月日
- ・ 後期高齢者医療被保険者証の記号・番号
- ・ 氏名
- ・ 性別
- ・ 生年月日
- ・ 住所
- ・ 健診(検診)の種別
- ・ 健診(検診)受診日
- ・ 健診(検診)結果
- ・ 受診医療機関、受診健診会場

【特定健診受診者情報】

- ・ 保険者番号
- ・ 被保険者証番号
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 被保険者名(カナ、漢字)
- ・ 通称名(カナ、漢字)
- ・ 郵便番号
- ・ 電話番号
- ・ 行政区コード
- ・ データ管理番号

【特定健診結果情報】

- ・ 健診機関コード
- ・ 実施区分
- ・ 実施年月日
- ・ 保険者番号
- ・ 被保険者証番号
- ・ 氏名
- ・ 生年月日

- ・性別
- ・郵便番号
- ・受診券整理番号
- ・健診結果(身長、体重、腹囲、血圧等)
- ・問診結果(服薬状況、既往歴、食習慣、飲酒量等)
- ・メタボリックシンドローム判定
- ・保健指導レベル(階層化)
- ・医師の判定
- ・医師の氏名
- ・データ管理番号

神保高介第 3381 号
平成 27 年 10 月 6 日

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西村 裕三 様

神戸市長 久 元 喜 造



諮問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記の事項について
貴会の意見を求めます。

記

介護予防事業の効果検証のための情報連携基盤整備のシステム化について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部介護保険課

介護予防事業の効果検証のための情報連携基盤整備のシステム化について
〔条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して〕

◎は条例第 11 条 2 項に該当するもの
情報連携基盤整備システムにおける電子計算機処理される項目

【第 1 号被保険者情報】

- ・資格区
- ・証番号
- ・氏名
- ・性別
- ・生年月日
- ・住所
- ・資格区分
- ・資格得喪届出日
- ・資格得喪理由
- ・資格得喪日
- ・旧措置者区分
- ・死亡届出者情報
- ・住基世帯番号
- ・外国人世帯番号
- ・住基個人番号
- ・外国人個人番号
- ・外国人登録番号
- ・証情報
- ・施設入退所年月日
- ・他市町村保険者番号
- ・他市町村被保険者番号
- ・賦課基本情報
- ・税・所得情報
- ・減免情報
- ・国保情報
- ・老年福祉年金情報
- ・生活保護情報
- ・特徴情報
- ・保険料額
- ・保険料年額

【介護保険受給者情報】

- ・支給限度額情報
- ・居宅サービス計画情報
- ・受給サービス情報

◎認定申請情報

◎認定調査結果情報

◎一次判定情報

◎意見書情報

◎二次判定情報

- ・申請取下情報

【生活機能評価情報】

- ・介護被保険者番号
- ・住基個人番号
- ・氏名
- ・性別
- ・生年月日
- ・住所

◎問診項目

◎生活機能評価判定

【後期高齢者医療レセプトデータ情報】

◎医療機関名・薬局名

◎診療科

- ・後期高齢者医療被保険者証の記号・番号
- ・氏名
- ・性別
- ・生年月日
- ・住所
- ・給付割合
- ・診療開始日
- ・診療年月日
- ・調剤年月
- ・診療実日数
- ・入院年月日

◎転帰区分

◎傷病名、主傷病名

【国民健康保険レセプトデータ情報】

◎医療機関名・薬局名

◎診療科

- ・国保連レセプト番号
- ・レセプト全国共通キー
- ・氏名
- ・性別
- ・生年月日
- ・保険者番号
- ・被保険者証の記号・番号
- ・公費負担番号・公費受給者番号
- ・給付割合
- ・所得区分
- ・診療開始日
- ・診療年月
- ・調剤年月
- ・診療実日数
- ・入院年月日
- ・退院年月日
- ・処方月日

◎病棟区分(精神、結核、療養)

- ・決定点数
- ・公費負担点数・金額
- ・調剤料点数
- ・薬剤料点数
- ・本人負担金額
- ・入院時食事回数
- ・入院時食事療養決定金額

◎転帰区分(治癒・死亡・転医・中止)

◎傷病名、主傷病名

◎治療した部位等(頭部・腹部・消化器・気管支等の部位。診療報酬の請求上、記録は任意。)

◎医学的処置の内容(透析・整形・内視鏡等の内容。診療報酬の請求上、記録は任意。)

◎診療行為・医薬品・特定器材(点数・回数・使用量・名称・商品名・規格サイズ、薬剤の剤形・用法)

【後期高齢者健診受診者情報】

- ・住基個人番号

- ・後期高齢者医療資格取得・喪失
- ・後期高齢者医療保険者番号開始・終了年月日
- ・後期高齢者医療被保険者証の記号・番号
- ・氏名
- ・性別
- ・生年月日
- ・住所
- ・健診(検診)の種類
- ・健診(検診)受診日
- ◎健診(検診)結果
- ・受診医療機関、受診健診会場

【特定健診受診者情報】

- ・保険者番号
- ・被保険者証番号
- ・生年月日
- ・性別
- ・被保険者名(カナ、漢字)
- ・通称名(カナ、漢字)
- ・郵便番号
- ・電話番号
- ・行政区コード
- ・データ管理番号

【特定健診結果情報】

- ・健診機関コード
- ・実施区分
- ・実施年月日
- ・保険者番号
- ・被保険者証番号
- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・郵便番号
- ・受診券整理番号
- ◎健診結果(身長、体重、腹囲、血圧等)
- ◎問診結果(服薬状況、既往歴、食習慣、飲酒量等)

◎メタボリックシンドローム判定

◎保健指導レベル(階層化)

◎医師の判定

- ・医師の氏名
- ・データ管理番号

【個人の同意を得られた情報】

- ・活動登録番号

◎介護予防にかかる個人調査票の回答

- ・個人の介護予防活動記録(介護予防施策への参加の有無・歩数・中強度の活動量等)

◎個人の身体データ(血圧・体組成データ・体力測定値等)

介護予防効果検証のための情報連携基盤システムの活用について

1. 趣旨

超高齢社会の進展に伴い、単身高齢者や老々世帯、認知症高齢者の増加等支援が必要な高齢者の増加は喫緊の課題である。また、近年では地理的利便性や社会資源の状況等地域の実情により、高齢者の生活状況や健康状態に違いがあることがわかってきている。これらを踏まえ、第6期介護保険事業計画では、団塊の世代が75歳を迎える2025年に向けて、介護予防を推進し、健康寿命の延伸を図ることを最重点目標とした。地域の介護予防ニーズの高まりに対応した戦略的な介護予防施策の展開を図る必要がある。

このような中、健康診断情報や介護保険等の個々の事業において、独立したシステムで所有している神戸市高齢者の健康情報をデータベース化し、健康・介護等データ連携による、高齢者の実態に関する評価分析と、地域の実状(介護予防ニーズ)に応じた戦略的かつ重点的な介入の効果検証による、エビデンスに基づく効果的な介護予防施策展開を目的とし、情報連携基盤システムを活用する。

2. 実施概要

これまで独立していた特定健診データ、後期高齢者健診データ、介護保険データ等を機械的に突合処理することにより、下記の分析を行い、その結果に基づいた施策展開を図る。

(1) 戦略的な介護予防施策の実施

要介護状態となる要因としては、個人の健康状態・生活習慣・経済的状況・地域環境など多くの要因の可能性が指摘されているが、これまで介入前後の変化を時系列で評価し、多面的な分析ができる基盤が整備されていなかった。総務省が開発予定の情報連携基盤システムを活用することにより、65歳以上すべての住民について要介護要因を分析する。

(2) 個人の介護予防への取り組みに対する評価・分析の実施

各種データ分析から健康に関する指標を設定し、個人の介護予防における取り組みのモチベーションの維持向上を図る。

3. 効果

- (1) これまで個別に管理してきた特定健診データ、後期高齢者健診データ、介護保険にかかるデータを総合的にシステム管理することで、神戸市における高齢者の現状・状況について分析・評価し、効果的な施策展開を検討していくことができる。
- (2) 個人の介護予防の取り組みに対する活動記録をデータとして取り込み、個人の取組みと神戸市が所有する健康・介護データと結合させることで、個人の介護予防にかかる活動に対する評価を行うことができる。
- (3) 本市における健康課題を多角的に把握でき、地域診断、個人の活動等を分析評価することができる。それに基づく効果的な介護予防事業を実施することにより、第6期事業計

画の最重点目標である健康寿命の延伸に資する。

- (4) エビデンスに基づく効果的な事業展開を戦略的に実施することができるため、中長期的には、介護保険認定率の抑制、介護保険料の削減へとつなげていくことができる。

4. 実施計画

平成 27 年 10 月中旬 システム設計、開発（総務省）
12 月 システム稼働（データの取り込み）
平成 28 年 1～2 月 学識経験者による統計分析

5. 処理件数(平成 26 年度末)

第 1 号被保険者数 約 40 万人

6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理にかかるデータ保護管理規程」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき以下の通り厳格に対処する。

本事業の所管課長は、個人情報にかかるデータについて、記録媒体の管理、電子計算機、端末機の操作管理、使用状況の管理、保安措置などを適正かつ厳格に行う。

(1) システム上の保護

- ア 端末機の操作にあたっては、カードによる認証(1 人 1 枚交付)、個人ごとの ID 及びパスワードによる認証を行い、端末操作を関係職員に限定する。
- イ 個人情報にかかるデータについては端末機には保存せず、サーバーで一括管理する。
- ウ 個人情報にかかるデータベースについては、庁内の施錠されたラック内に設置する「介護予防事業の効果検証にかかる情報連携基盤システム」専用サーバーに保存する。
- エ 端末機とサーバーは専用通信回線により接続し、外部等からの不正アクセス行為を受けけることを防止するとともに、コンピュータウイルスからの感染を防止する。
- オ システムは、ウイルス定義が常に最新の状態であるようにするため、記録媒体等を用いて、更新を行う。
- カ 記録媒体を用いて情報を取り込む際には、必ず記録媒体のウイルスチェックを行う
- キ 取り込まれた個人情報は統計分析用データにのみ抽出され、抽出する際は匿名化する。

(2) 運用上の保護

- ア サーバーは常時施錠したラック内に保管し、当該鍵の使用は関係者のみに限定するとともに鍵の貸出状況を記録する。
- イ サーバーとは別の場所に保管するバックアップ用の媒体(磁気テープを予定)についても、施錠された庫内に厳重に保管する。
- ウ サーバーを利用する際のパスワードは定期的に変更する。
- エ 他システムからのデータの受け入れの際に使用する USB メモリ等は媒体管理簿に記

録し厳格に保管する。

- オ 保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実かつ速やかに廃棄する。
- カ 個人情報の適正な取り扱いを確保するために、関係職員に対して、必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。
- キ データ入力の外注にあたっては、委託契約書の中でデータの機密保持に関する事項等「電子計算処理にかかるデータ保護管理規程」に定める項目や「神戸市情報セキュリティポリシー」を遵守することを明記するとともに、委託先からデータの保護その他の管理に関する報告書の提出を義務付ける。